

耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領

平成21年10月29日制定
一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターと既存建築異物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱（平成20年3月18日制定。以下「制度要綱」という。）第21条の規定に基づき、一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において特に定義しているものの他は、制度要綱第3条に規定する用語の定義による。

第2章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(本制度の対象とする建築物)

第3条 本制度の対象とする建築物は、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された以下の用途・規模のものとする。

- (1) 耐震改修促進法に定める特定建築物に該当する用途、規模であるもの
- (2) 分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上であるもの
- (3) 不特定多数の者が利用する建築物で、(1)の用途で(1)の規模以下のもの

(プレート交付の対象建築物)

第4条 プレート交付の対象となる建築物は、第3条において本制度の対象とした建築物のうち、以下の判定等を受けたものとする。

- (1) 本会の建築物耐震判定委員会において耐震診断の判定を取得し、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法で認める耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) 所管行政庁において、耐震改修促進法第8条の規定による耐震改修計画の認定を受けて耐震改修工事を実施し、所管行政庁から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法で認める耐震基準に適合することを確認された建築物
- (3) 建築基準法第6条第1項もしくは同法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けて耐震改修工事を実施し、同法第7条第5項または同法第7条の2第5項もしくは同法第18条第16項の規定による検査済証の交付を受けた建築物

(4) 本会の建築物耐震判定委員会が行う耐震改修計画の判定を取得し、当該建築物の耐震改修計画における耐震性が耐震改修促進法で認める耐震基準に適合する判定を受け、耐震改修工事が適切に実施された建築物

2 プレート交付の対象となる建築物は、耐震改修工事が実施される場合においては、建築士法第 2 条に規定する建築士により、同法第 3 条から第 3 条の 3 の規定を準用し、その設計または工事監理が行われるとともに、当該工事監理者により、適切に工事が実施されたことを確認されたものであること。

(プレート交付の申請者)

第 5 条 プレート交付の申請者は、第 4 条に規定する建築物の所有者または管理者とする。

(プレート交付申請)

第 6 条 申請者は、プレート交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して本会にプレート交付を申請することができる。

(1) 第 4 条(1)に該当する建築物

建築物耐震判定委員会が発行した当該建築物の耐震診断に係る建築物耐震判定評価書の写し

(2) 第 4 条(2)に該当する建築物

所管行政庁が発行した当該建築物の耐震改修計画に係る耐震改修促進法第 8 条第 3 項の規定による認定書の写しおよび所管行政庁が適切な工事が実施されたことを確認した書類の写し

(3) 第 4 条(3)に該当する建築物

建築基準法第 6 条第 1 項もしくは同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証および同法第 7 条第 5 項または同法第 7 条の 2 第 5 項もしくは同法第 18 条第 16 項の規定による検査済証の写し

(4) 第 4 条(4)に該当する建築物

建築物耐震判定委員会が発行した当該建築物の耐震改修計画に係る建築物耐震判定評価書の写しおよび当該判定評価書に基づき耐震改修工事が実施されたことを報告する書類

2 前項第(4)の場合においては、当該判定評価書に基づき耐震改修工事が実施されたことを報告する書類として、プレート交付申請者は、工事監理者および施工者と連署して建築物の耐震改修工事報告書（第 1 号様式添付様式）をプレート交付申請書に添付して本会に申請するものとする。

(プレート交付審査)

第 7 条 本会は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、

プレート交付決定書（第2号様式）を申請者に交付する。

（プレートの交付）

第8条 本会は、プレート交付決定書とともに、申請者にプレートを交付する。

（プレートに記載する事項）

第9条 プレートに記載する事項は次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 所在地
- (3) 交付番号 プレート交付年の西暦の下2桁－建築物の所在する都道府県番号－プレート交付の通し番号
- (4) 交付年月日
- (5) 交付者 一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

（手数料）

第10条 申請者は、プレートの交付にあたっては、本会が別に定める手数料を支払うものとする。

（公表）

第11条 プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、本会のホームページ等に公表するものとする。

2 公表する事項は、申請者の同意を得た次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 建築物の用途
- (4) 建築物の所有者（法人にあつては、名称）
- (5) プレート交付年月日
- (6) 交付番号

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

（耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録）

第12条 本会は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録を行うものとする。（第3号様式）

（耐震改修支援センターへのプレート提供の申込）

第13条 本会は、耐震改修支援センターにプレートの提供を申し込むものとする。（第4号様式）

第4章 その他

(他団体との連携・普及啓発)

第14条 本会は、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運用に関し、滋賀県特定行政庁連絡会議（以下「特庁連絡会議」という。）と連携を図るとともに、本会議と協力して本制度の普及促進に努めるものとする。

(その他)

第15条 この運営要領に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、特庁連絡会議と連携を図り会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

プレート交付手数料

平成 21 年 10 月 29 日
一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領第 10 条に基づくプレート交付手数料を以下に定める。

申請者は、以下の木製プレート、アクリル製プレート、ステンレス製プレートを選ぶことができる。

1、 プレートの種類

- ① 木製プレート
- ② アクリル製プレート
- ③ ステンレス製プレート

2、 交付手数料

発行手数料	: ①、②の場合	10,000 円
	③の場合	25,000 円